

会計年度任用職員の勤務時間等に関する規則

〔 令和 2年3月31日 〕
規則 第 7 号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の勤務時間等に関する条例（平成21年北但行政事務組合条例第4号）において準用する豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年豊岡市条例第39号）第19条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間等に関する基準を定めるものとする。

(準用)

第2条 会計年度任用職員の勤務時間に関しては、豊岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年豊岡市規則第 号）の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」に読み替えるものとする。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(非常勤職員の勤務時間等に関する規則の廃止)

2 非常勤職員の勤務時間等に関する規則の廃止（平成21年北但行政事務組合規則第10号）は、廃止する。

(年次有給休暇に関する経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員又は改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により任用された職員が、引き続き会計年度任用職員として任用された職員（以下「継続勤務職員」という。）となる場合、令和元年度に付与されていた年次有給休暇の残日数（当該残日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）については、会計年度任用職員に付与する日数を限度として年次有給休暇の繰越しの規定を適用する。

4 継続勤務職員の年次有給休暇の付与日数を算出する際の継続勤務年度の区分の適用については、当該職員の施行の日の前日の任用期間（任用期間が更新された場合は、その全期間）を会計年度任用職員として勤務した期間とみなす。